

「小さな司法」からの離陸をめざして

現代司法の病理と処方



東京弁護士会・期成会

どうしようもない。本当にどうしようもない。シャレではないが、「救われない司法、救いようのない司法」。わけても私の専攻分野の行政争訟の現場はひどい。苦情を言う市民に行政は「裁判でも起こせ」という。行政が勝つことが事実上保障されている。法治ならぬ「人治」、法治主義ならぬ「放置」主義がまかり通っている。

この提言は、冒頭で、「弱者に司法の力を」、「裁判官に市民的自由を」という2大課題を提示しているが、これはまさにこれまでの私自身の研究課題そのものでもある。提言内容には、若干の異見もあるが、9割以上は賛成できる。

ただ、司法制度だけが悪いのではない。日本の民主主義や権利意識の水準の反映が現状である。行政も市民も、法(Recht)が支配の道具ではなく、身(権利=Recht)を守るべきものであることの認識、その実現手段についての習熟が必要であろう。今、私の研究の中心はそのための枠組み作りにある。

司法改革は、改革を進める良心的な弁護士にかえって経営面で「返り血」を浴びせるだろう。それでも、なお、前に進もう。私も微力ながらあれこれの仕掛けの努力は続けているし、今後も厭わなかつもりである。

民事訴訟法改正の問題点にも言及を

大東文化大学教授 江藤 价泰

司法制度改革をぬぎにした民事訴訟法改正が大詰を迎えるにいたっている現在、本書の刊行は大いに意義がある。しかし、若干の不満がないわけではない。

第一は、民訴改正の評価、その問題点の指摘が直接的には殆んどみられないことである。司法制度の基盤整備を欠いたままの手續改革は、訴訟促進の美名の下に、紛争処理の悪しき意味での合理化、「生産性向上」に墮するおそれ大である。その結果、当事者・国民、ひいてはその代理人=弁護士もまた、裁判の客体的存在に化せられる。裁判の場における国民主権の確立の視点からの議論がなされなければならないのではないか。

第二は、執行制度についての言及がないことである。執行によって当事者は現実的満足を得るにもかかわらず、ここにも相当に問題があるからである。

第三は、司法制度の担い手を法曹三者に限定して論じているが、制度は法曹三者のみによって担われているのではない。公証人、司法書士、裁判所書記官、執行官等の諸制度を射程に入れた議論、わが法律家制度総体を俎上にのせ、わが法律家制度の再編すらも議論すべきではなかったろうか。

本書の刊行が契機の一つとなり「国民の・国民による・国民のための司法制度」確立の機運が盛り上がることが期待される。

内省にもとづく鋭い指摘

ニュースキャスター 安藤 優子

“センセイ”となぜか決まり文句として呼ばれる職業に、国会議員と弁護士があ

この現状をどう診断されますか?

現代司法の病理と処方

「小さな司法」からの離陸をめざして

発行日 ● 1995年10月1日

発行所 ● 東京弁護士会・期成会

代表幹事 ● 西嶋 勝彦

所在地 ● 東京都千代田区有楽町1-6-6-4F
日比谷シティ法律事務所内

phone ● 03-3580-6103

facsimile ● 03-3580-6104

デザイン ● DIGITALIUM PROJECTS

印刷所 ● 日本機関紙印刷所 Printed in JAPAN